
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 185 号》 1/9/2020

◎目次

1. 新年の挨拶（岡田総領事）
2. イリノイ州における大麻（マリファナ）の合法化について（注意喚起）
3. 領事出張サービスのお知らせ
4. 日本関連文化行事のお知らせ
5. 休館日のお知らせ

=====

1. 新年の挨拶（岡田総領事）

=====

新年明けましておめでとうございます。

昨年 10 月に在シカゴ総領事として着任してから 3 ヶ月が経とうとしております。この間、当館管轄 10 州を積極的に訪問し、米中西部と日本の交流にご貢献を頂いている多くの方々とお目にかかることができました。

本年も当館管轄 10 州に在住される約 3 万 5 千人の在留邦人の皆様の安全・安心を、当館領事窓口や領事出張サービス等を通じ、しっかり守って参りたいと考えております。それとともに、米中西部と我が国の政治・経済・文化交流の円滑な推進を図ってまいります。

日米両国間では、昨年も首脳同士が活発に往来し会談を重ねてきました。1 月 1 日には日米貿易協定が発効し、これまで以上に政治・経済両面での日米関係の緊密化が感じられます。

このような状況の中、本年 9 月には、日本と中西部の経済交流の重要な柱である日米中西部会の日米合同会議がここシカゴで開催されることから、この機会を米中西部と我が国の経済関係の益々

の活発化につなげていきたいと考えております。そして、ジェトロ・シカゴ事務所とともに、日系企業が既に進出している自治体や日系企業の誘致に取り組む自治体を訪ね、日系企業の魅力や日本文化の素晴らしさを発信し日系企業の進出を支援する活動を続けてまいります。

また当館では、日本祭り、日本庭園、日本語教育を3つの柱として米中西部と日本の文化交流の推進を図っております。昨年6月、23年ぶりにシカゴ・ダウンタウンで開催された日本祭りは大盛況でしたが、本年も一層の盛り上がりを目指しております。また、アイオワ州・山梨県が姉妹提携関係60周年、ウィスコンシン州・千葉県が30周年を迎えるのをはじめ、72に及ぶ姉妹都市交流を引き続き支援してまいります。

昨年は新天皇のご即位と令和という新しい時代が始まる我が国にとって記念すべき年でした。本年も56年ぶりの夏季オリンピック・パラリンピック東京開催等、国際社会の中で日本が大いに注目される行事が続きます。これを契機に当館管轄10州と日本の関係をますます発展させたいと考えております。

皆様の本年のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

在シカゴ日本国総領事 岡田 健一

=====

2. イリノイ州における大麻（マリファナ）の合法化について（注意喚起）

=====

イリノイ州では今年1月1日から大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されました。一方、日本の大麻取締法では、大麻の所持・譲渡（購入を含む）等は違法とされており、処罰の対象となっています。この規定は日本国内だけでなく、海外で行われた場合でも適用されることがあります。この点に留意し、大麻の所持、使用等を行わないよう十分に注意してください。

=====

3. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っています。

1月18日(土) ミズーリ州セントルイス (受付締切り: 1月6日)
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000533393.pdf>

2月6日(木) ウィスコンシン州マディソン (受付締切り: 1月23日)
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000540137.pdf>

2月20日(木) ミネソタ州ブルーミントン (受付締切り: 2月6日)
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000540141.pdf>

3月20日(金) インディアナ州インディアナポリス (受付締切り: 3月6日)
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555206.pdf>

3月26日(木) ノースダコタ州ファーゴ (受付締切り: 3月12日)
<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555208.pdf>

4月以降の領事出張サービスの予定については、具体的な日時、場所等決まり次第当館ホームページ及び本メールマガジンにてお知らせします。

=====

4. 日本関連文化行事のお知らせ

=====

日英バイリンガルのための第4回継承日本語弁論大会の参加者募集(イリノイ州シカゴ)
親から受け継いだ言葉(継承語)としての日本語を補習校や家庭で学んでいる学生を対象とした日本語弁論大会を開催いたします。聴講を希望される方は当日直接会場にお越し下さい。詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/spchcont.html

日時: 2020年1月26日(日) 午後1時~3時

場所: 在シカゴ日本国総領事館広報文化センター (737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611)

=====

5. 休館日のお知らせ

=====
2020年1月、2月の当館休館日は以下のとおりです。

- 1月1日（水）、2日（木）、3日（金） 年始休
- 1月20日（月） マーチン・ルーサー・キング・ジュニアデー
- 2月12日（水） リンカーン生誕日
- 2月17日（月） プレジデントデー
- 2月24日（月） 天皇誕生日振替休日

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりませんが、日本人の関与する事件・事故や、その他緊急の用件がある方は、当館代表電話（312-280-0400）に電話し、音声に従って操作いただくと緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、当館ホームページをご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

=====
在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えないのみならず、実際には既に在留されていない連絡先への安否確認を何回も行うという無駄が生じますので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400 (代表) 【緊急時もこちらにおかけください】

Fax: 312-280-9568
